

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	福岡県	担当部署	農山漁村振興課
-------	-----	------	---------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	522	協定	4,871	ha	70,694	万円
a 基礎単価の対象	58	協定	586	ha	6,710	万円
b 体制整備単価の対象	464	協定	4,285	ha	59,256	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	18	協定	188	ha	1,880	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	22	協定	163	ha	886	万円
(c) 集落協定広域化加算	2	協定	136	ha	208	万円
(d) 集落機能強化加算	3	協定	191	ha	328	万円
(e) 生産性向上加算	8	協定	255	ha	536	万円
イ 個別協定	6	協定	13	ha	99	万円
a 基礎単価の対象	3	協定	6	ha	62	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	3	協定	7	ha	37	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	0	協定	0	ha	0	万円
合計	528	協定	4,883	ha	70,793	万円

【参考】

R3年耕地面積※	57579	ha
----------	-------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	16	人	9	ha	135	万円

【参考】

ア 協定参加者数	8,313	人
イ 交付金配分額	70,694	万円
a うち個人への配分	39,396	万円
b うち共同取組活動	31,298	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	91	427	4	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	97	423	2	
b 水路・農道等の管理	145	377		
c 多面的機能を増進する活動	104	417	1	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	117	298	49	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	111	272	72	9
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算	3	15		
c 急傾斜農地保全管理加算	2	20		
d 集落協定広域化加算	1	1		
e 集落機能強化加算	1	2		
f 生産性向上加算	1	8		
オ 全体評価	優 429 (82%)	良 79 (15%)	可 5 (1%)	不可 9 (2%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

ほとんどの協定が計画通りに活動できているが、構成員が高齢者のみの協定では活動が低下している。集落戦略については、R6年度末までに作成すればよいと認識していた、話し合いや作成は全て協定に任せてあり市町村は関与していない、といった協定で低調となっている。

※評価基準

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
（目標達成済み、または最終年度までに目標達成が確実に見込まれる）
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
（最終年までに目標達成が見込まれる）
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
（市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる）
- ×：最終年においても活動の実施が困難
（最終年までに目標達成が困難）

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	5	1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	4		
b 水路・農道等の管理	2	4		
c 多面的機能を増進する活動	1	5		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1			
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	6 (100%)	(0%)	(0%)	(0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

全ての協定で計画通りに活動できており、最終年度まで継続が見込まれる。気力・体力ともに問題の無い農業者が個別協定に取り組んでいるため、妥当な結果である。

1について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の話合いに用いる地図の作成は大事であり、地域づくりの基本である。しかしながら、10年先どころか5年先も見えない地域が増えているため、集落戦略が作成できない地域は増えるのではないかとと思われる。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	1	1	1	1	4	1				
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動	1	1	1		2					
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動	1		1		1					
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	35	32			22					1
b 地図の作成状況	62	42			29					
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算										

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)										

※指導・助言項目

- A：話し合いによる活動内容の徹底
- B：目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- C：専属の担当者やチームによる徹底した活動
- D：協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
- E：市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進
- F：近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- G：農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
- H：農外の組織・団体とも連携した活動の推進
- I：活動内容の見直し（加算措置以外の項目）
- J：その他

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	520	1 (0%)	84 (16%)	89 (17%)	346 (67%)
	うち集落戦略	462	38 (8%)	358 (77%)	42 (9%)	24 (5%)
	R 3年度	522	(0%)	83 (16%)	99 (19%)	340 (65%)
	うち集落戦略	464	30 (6%)	325 (70%)	69 (15%)	40 (9%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

コロナ感染の不安から集まりを控えている協定では0回となっている。集落戦略の様式が簡素なため、1回の話合いで作成を済ませた協定が多いが、作成後も話合い、必要に応じて更新するよう市町村へ指導している。また、話合いをしていない協定に対しては、話合いの代替として書面の回覧や電話といった非対面の方法を再度市町村を通じて周知し、集落戦略が作成できるよう誘導する。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	407 協定	88 %
② 協定参加者以外の集落の住民	10 協定	2 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	26 協定	6 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	64 協定	14 %
⑥ 話合いをしていない	11 協定	2 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

これまで協定の話合いに協定参加者以外が参加することがなかったため、集落戦略の話合いも協定内で実施しており、協定参加者以外を含めた話合いを行っている協定は少ない。また、コロナ禍で大人数での集まりを避けている協定では、役員のみで話合うようにし、実施できる範囲で話合いを進めている。

3について第三者機関の意見【必須】

県と同意見。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	225	協定 43 %	① 協定書作成に係る支援	1	協定 17 %
② 集落戦略作成に係る支援	207	協定 40 %	② 目標達成に向けた支援	1	協定 17 %
③ 目標達成に向けた支援	148	協定 28 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	25	協定 5 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援		協定 0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	216	協定 41 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援		協定 0 %
⑥ ①～⑤以外の支援	16	協定 3 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	120	協定 23 %	⑦ 特に支援を要望しない	4	協定 67 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

⑤と同様に①、②の要望が高いのは、制度が複雑なことが主な理由である。協定同様に市町村担当者も制度理解に時間を要するため、協定への支援が十分対応できない事例がある。また、⑦特に支援を要望しないが約2割あるが、⑦を選択している協定の多くが特定の市町村にまとまっていることから、すでに市町村から十分な支援を受けていると推察される。市町村の負担を軽減するために、制度を簡素にする、市町村以外の事務の担い手を確保するといった必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

制度メニューが多く、選択肢があるのは良いが、活用するための方法は簡素化すべき。中山間地域の市町村を外部人材が支援するサポートセンターのような仕組みがあると良い。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		478	協定 92 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	42	協定 9 %
	広域化の意向はない	436	協定 91 %
廃止意向の協定数		44	協定 8 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	23	協定 52 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	37	協定 84 %
	③ 地域農業の担い手がないため	26	協定 59 %
	④ 農業収入が見込めないため	14	協定 32 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	19	協定 43 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	9	協定 20 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	10	協定 23 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	13	協定 30 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	15	協定 34 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	2	協定 5 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	2	協定 5 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため	1	協定 2 %
	⑬ その他	1	協定 2 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		5 協定	83 %
廃止意向の協定数		1 協定	17 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	1 協定	100 %
	② 後継者がいないため	協定	0 %
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	0 %
	④ 集落協定に参加するため	協定	0 %
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	1 協定	100 %
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	0 %
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	1 協定	100 %
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	0 %
	⑨ 事務手続きが負担なため	1 協定	100 %
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	0 %
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	1 協定	100 %
	⑬ その他	協定	0 %

集落協定の広域化等に対する推進方針

意向がある、と回答した協定および市町村に聞き取りをし、6期対策で広域化等ができるよう課題の洗い出しと、具体的なスケジュール設定を行う。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

近隣協定との統合や、農家以外の地域住民に協定参加してもらうなど、参集範囲を広げての継続を提案する。市町村に対しては、地域計画や活性化計画の策定時において当該農用地の今後を検討してもらう。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農地としての維持が難しいなら山林に戻すのも1つの方法であるが、全ての農家が山林に詳しいわけではない。どのような林に、どうやって戻すのが適しているか市町村が指導するのは難しいと思われるので、専門家を交えて研究が必要。
これまでは農用地を利用権設定で管理してもらっていたが、最近は買い取って欲しいという相談が増加している。相続人といった関係人口を引き込むことが必要。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	95人 (18%)	60～69歳	189人 (36%)	70～79歳	205人 (39%)	80歳～	33人 (6%)
代表者になってからの年数	～2年	67人 (13%)	3年～7年	183人 (35%)	8年～	272人 (52%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	374 (78%)	協定	ない	104 (22%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	171人 (33%)	60～69歳	195人 (37%)	70～79歳	138人 (26%)	80歳～	18人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	59人 (11%)	3年～7年	195人 (37%)	8年～	268人 (51%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	427 (89%)	協定	ない	51 (11%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在			今後				
なし		513	協定	98	%	511	協定	98	%
あり		9	協定	2	%	11	協定	2	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%		協定	0	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人	1	協定	11	%	1	協定	9	%
	J A	4	協定	44	%	4	協定	36	%
	土地改良区	2	協定	22	%	3	協定	27	%
	個人	2	協定	22	%	3	協定	27	%
	その他		協定	0	%		協定	0	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	6 協定 (100%)	法人	協定 (0%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	4 人 (67%)	60～ 69歳	1 人 (17%)	70～ 79歳	1 人 (17%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	1 協定 (17%)	いない	5 協定 (83%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

事務委任は「書類作成を手伝ってもらっている」が含まれており、全てを任せている例は少ない。市町村担当者が支援している協定が多く、職員の負担が大きくなっている。NPO等、制度に精通し、継続的に事務受託できる存在が必要。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県と同意見。